

上尾市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年5月12日付け上尾市監査委員告示第2号で公表した定期監査等の結果に基づき、上尾市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、別紙のとおり公表する。

令和4年11月8日

上尾市監査委員	大	山	一	夫
上尾市監査委員	鈴	木		彬
上尾市監査委員	代	田	龍	乗

指摘事項措置報告書

所属名	指摘事項	措置状況
青少年課	<p>《市長部局》</p> <p>(1) 支出関係</p> <p>ア 次の補助金の実績報告に当たって、規則で定める書類が添付されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年相談員協議会活動補助金 ・ 青少年育成推進員協議会活動費補助金 ・ 補導委員連絡協議会活動費補助金 ・ 青少年育成連合会運営費補助金 	<p>各補助金の実績報告に当たり、領収書の写しの添付を不要と判断し、各要綱について「規則第13条第1項第2号に規定する書類の添付は、要しない」という規定を追加する改正を行いました。</p>
福祉総務課	<p>イ 次の補助金の交付申請に当たって、規則等で定める書類が添付されていなかった。</p> <p>＜上尾市補助金等交付規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上尾市民生委員・児童委員活動費等補助金 <p>＜上尾市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会補助金 	<p>補助金の交付申請に当たって、令和4年度から規則等で定める書類を添付しました。</p>
障害福祉課	<p>＜上尾市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上尾市就労継続支援B型事業所工賃維持支援補助金 ・ 上尾市障害児(者)生活サポート事業補助金 ・ 上尾市生活ホーム事業補助金 ・ 上尾市障害者生活介護事業所運営費補助金 	<p>事業所に対し、上尾市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例に定める書類（理由書）を添付するよう周知しました。また、職員に対しても、課内会議等で周知しました。</p>
健康増進課	<p>＜上尾市補助金等交付規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上尾市献血推進連絡協議会運営費補助金 	<p>補助金の交付申請時に添付されていなかった書類を確認し、上尾市補助金等交付規則第5条第1項の規定により、事業計画書、収支予算書及び前年度決算書の添付を受けました。</p>
農政課	<p>＜上尾市補助金等交付規則＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ うまい米作り促進事業費補助金 ・ 経営所得安定対策推進事業費補助金 	<p>補助金申請時の添付書類を改めて確認するなど、規則等を順守した適正な事務処理が行えるよう課内で周知徹底しました。</p>
福祉総務課	<p>ウ 次の補助金については、要綱に定める申請期日又は交付期日を過ぎて手続きがされるなど、それぞれの要綱の規定と異なる運用が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉土建国保組合上尾伊奈支部補助金 	<p>補助金について、令和4年度から要綱の定める規定に従って運用を行っています。</p>
健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上尾市献血推進連絡協議会運営費補助金 	<p>上尾市献血推進連絡協議会運営費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、令和4年度の申請について、提出期限（6月30日）内である6月28日に申請を受け、当該補助金の交付期日については、同要綱第5条の規定により、7月31日までに交付する予定としました。</p>

所属名	指摘事項	措置状況
高齢介護課	<p>エ 次の業務委託契約の支払いに当たって、契約約款で定めた支払期日までに支払われていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アッピー元気体操テレビ放映業務 	<p>業務委託契約約款第13条第2項において「発注者は、委託料の請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に、受注者に対し、委託金額を支払わなければならない。」とされていることを、課内で周知し、今後誤ることのないよう徹底しました。</p>
経営総務課	<p>《上下水道部》 (2) 契約関係</p> <p>ア 次の業務委託については、債務負担行為等を行わず複数年度に渡る契約を締結しており、令和2年度分の委託料は令和3年度の予算から支出していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上尾市公営企業会計システム保守業務 	<p>委託期間を令和4年1月1日～12月31日とする契約から、長期継続契約とし、業務の執行年度と支出する予算年度が一致する契約としました。</p>
下水道施設課	<p>イ 汚泥処分業務について、競争入札や随意契約によらず、協定書により契約を締結していた。</p> <p>また、廃棄物処理業務に係る委託契約を締結する場合、「受託業務を遂行するに足りる額」の算定が必要であるが、起工起案においてそれが算定されていなかった。</p>	<p>汚泥処分業務について、指名競争入札を実施し、4月26日付で単価契約に改めた。また、受託業務を遂行するに足りる額の算定については、起工時起案において、過去の実績を基に限度額を設定した。</p>